

第60回 日野市都市計画審議会 議事録

日 時	令和3年7月19日（月） 午前10時00分～午後11時00分
場 所	日野市役所5階 505会議室
議 題	（諮問事項） ○諮問第137号 「日野都まちづくり条例改正について（日野市決定）」
出 席 者	（条例第3条第1号の委員） 土方 尚功・江口 和雄・藤川 健一・梅田 俊幸・奥住 喜樹・ 西浦 定継・町田 修二 （条例第3条第2号の委員） 窪田 知子・谷 和彦・奥住 匡人・近澤 美樹・島谷 広則 （条例第3条第3号の委員） 池田 正博・川口 行彦・佐野 正佳 （条例第3条4号の委員） 山中 義明 （条例第9条の幹事） 宮田 守・川鍋 孝史
欠 席 委 員	宇野 由香
事 務 局	中村 光・萩原 健太郎・大町 直子・名取 和哉

署名委員	山中 義明・島谷 広則
傍聴者	2名
開 会 (萩原)	定刻になりましたので、ただいまから、第60回日野市都市計画審議会を開催いたします。今回の審議会も、新型コロナウイルスの影響により、三密を避けるため、座席形態を変えておりますのであらかじめご了承願います。それでは、土方会長よろしくお願いたします。
会 長	<p>本日は、委員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより、第60回日野市都市計画審議会を始めます。本日、ご欠席の連絡をいただいております委員は、宇野委員の1名です。日野市都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立するものです。</p> <p>本日の審議会につきましては、諮問事項としまして諮問第137号「まちづくり条例の改正について」以上、1件についてお諮りします。内容につきましては、後ほど事務局よりご説明いたします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市 長	【 市長挨拶 】
会 長	ありがとうございました。次に、委員の変更がありましたので、新しい委員を事務局から紹介させていただきます。委員名簿がお手元の資料の中にごございますので、そちらをご参照願います。

<p>事務局 (萩原)</p>	<p>事務局の萩原です。</p> <p>それでは、人事異動により交代した新しい委員のご紹介を申し上げます。条例第3条第3号の委員（関係行政機関の職員）</p> <p>日野消防署長 川口 行彦 委員</p> <p>本日は、副署長 長谷川 新一 様が代理でご出席いただいております。以上で、紹介を終わります。</p> <p>なお、市長は公務の都合上、ここで退席させていただきます。</p> <p>委員の皆様のご了承をお願いいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>【 市長退席 】</p>
<p>事務局 (萩原)</p>	<p>それでは、事務局より本日の資料の確認がございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>【 配布資料の確認 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資料1 第60回 日野市都市計画審議会次第 ●資料2 日野市都市計画審議会委員名簿 ●資料3 諮問事項 説明資料 <p>《まちづくり条例の改正について》</p> <p>なお、諮問書については机上配布しております。</p>
<p>会長</p>	<p>では、議題に入る前に、会議規則 第13条第3項により、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。</p> <p>4番の山中委員と5番の島谷委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、これより議題に入ります。</p> <p>本日の議題は、諮問案件が1件でございます。</p> <p>この会がスムーズに進みますよう、委員の皆様のご協力を</p>

	<p>お願いいたします。</p> <p>それではまず、諮問第 137 号について、事務局より諮問の朗読と幹事からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (萩原)</p>	<p>事務局の萩原です。諮問第 137 号を朗読いたします。</p> <p>【 諮問書朗読 】</p> <p>諮問第 137 号</p> <p>令和 3 年 7 月 19 日</p> <p>日野市都市計画審議会 様</p> <p>日野市長 大坪冬彦</p> <p>「日野市まちづくり条例の改正について」</p> <p>日野市まちづくり条例第 107 条の規定に基づき、別紙計画案のとおり変更することについて意見を求めます。</p>
<p>幹事 (川鍋)</p>	<p>幹事の川鍋です。それでは説明いたします。</p> <p>【 趣旨の説明 】</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>委員 (近澤)</p>	<p>全部で 3 点質問があります。</p> <p>まず、1 点目として、改正に向けて市民の声をどう反映させたかについてです。</p> <p>まちづくりマスタープランについては担当の方も市民に呼びかけをして、多くの市民に方向性、考え方、思いなどを聞く努力をしたと思う。</p> <p>最初に説明がありました通り、条例として、実効的な法規としてきちんと機能するように、今回の改正に至ったと思う。</p>

15年間の運用を経ての改正だと思うが、紛争も含めているんなことが起きている。

その中で市民の運動や市民が声を上げ、そうした取り組みを行い、市民もまちづくりに主体的にかかわる、そういった経験や教訓そういうことを条例改正に生かす努力はしてきたと思うが、パブリックコメントでは1人の意見しかなかった。

条例は市の法律であり、条例改正に不慣れな市民にとっては思いだけで改正に対し主体的になることについてはハードルもあったと思う。

ただ、他自治体では、市民や自治会、まちづくりや環境問題に取り組んでいる団体さんなどと、懇談会を開くなど、当初から市民と条例改正について検討している所もあると伺っている。

少し長くなりましたけれども、一点目お伺いしたいのは条例改正について市民参加で行うということについては、お伝えした通り経験と教訓を条例に盛り込むプロセスが大事だと思うので、そこについてはどうだったのか、教えてほしい。

2点目として、15年間の紛争や指導、経験に基づく事はもちろん大事だが、今回の改正に一つの柱である黒川湧水の枯渇・白濁の問題があると思う。これについては、議会で質問しているし、議会でもやりとりをしている。

市としてもあってはならないことが起きた、市の根幹にかかわる事象が発生してしまったと捉えていることが確認できた。この問題の課題や教訓はいくつかのレベルでくみ取って改正の主旨に生かされていると思うが、ここで問題になるのが、事前協議と協定における市と業者の齟齬があった。こうだった、こうであるはずだったという齟齬をなくしていくことが必要なこととして、条例の改正の中に生かされていると思う。

例えばこれを決して起こさないためには、湧水の事前モニタリング調査の義務付けは条例に規定してしまう。清流保全条例との関係もあると思うが、直接まちづくりに関わる事なので、事前モニタリング調査を義務付けるべき。

あと、根本的な問題としては、湧水に影響を与える地域には建築させない、つくらせないという話もあったが、今回、杭打ちでこのような問題が起きている。

なので、湧水に影響のある地域の建築工事は、杭打ちではなく、基礎工事だけで建設できる建築物に限るという規制、コントロールも考えたのではないかと思うが、これについて検討したのかどうか。

私たちのまちが大事にしていることは、「緑と水」。水は普段は見えていないが、今回は地下水脈に影響が出てきたということなので、こうしたことをコントロールする。

こうなってしまうので作らせないというよりは、杭打ちを規制するのも一つの考え方だと思うが検討したのかどうか。

3点目として、15年間のまちづくりを巡っての紛争や課題の中で顕在化してきたものに三沢三丁目の開発事業の土砂崩れがある。

こうしたものに象徴されるような、私たちのまちの特徴である丘陵地にお住まいの方々がいる。ここに乱開発、ミニ開発が起きた。これをどう規制・コントロールするかという問題もあったのではないか。

線状降水帯の問題は、行政やまちづくりの新しい課題として、これにまちがどう向き合っていくか、こうしたことが課題だと思う。

今回熱海の大きな災害が起きている中で、私たちのまちは大丈夫なのか。市民的な感覚として、みんなが持ちうる問題。

こうした丘陵地における盛土、切土、宅地造成について、まちづくり条例の指導基準を踏み込んで実質的にこうした開発を難しくしていく

<p>幹 事 (川鍋課長)</p>	<p>ような対策を本気になって検討するべきだと思うが、そうした検討が行われてきたか。</p> <p>1点目、市民の声をどのようにと聞いたかという事について。</p> <p>まずマスタープランについては、平成31年の改訂の中で、市民の意見を聞いている。その中で、現在のマスタープランを踏襲するという形となっている新たなものは共創のまちづくりであったが、現在市の内部で個々の取り組みをやっているため、今回の条例改正には含めず、今後の検討課題ということで対応していく。</p> <p>マスタープラン全体的なものについては、策定時に市民の意見を聞いて、反映している。</p> <p>続いて開発指導に関して。ちゃんと意見を拾っているかということについても、紛争等のあった開発における経緯の中で、さまざまな市民の意見を聞いており、それを踏まえて検討に入っている。</p> <p>また、まちづくり条例の改定手続きの中では、市民、公募の市民、有識者で構成する市民まちづくり会議を開催し、意見を聞いている。</p> <p>最後にパブリックコメントについては、結果として、1名の方の意見であったが、市民の意見を聞く場を設けている。</p> <p>パブリックコメントを実施するにあたり、多くの市民の意見を聞くために、わかりやすい資料の作成にも取り組んでいるところであったが、そのような状況となった。</p> <p>2点目について、黒川清流公園の事故について。モニタリングの調査義務付け等に関しては、今回のまちづくり条例の改正ではなく、緑と清流課で清流保全条例の改正の中で検討している。</p> <p>いくつかの市ではまちづくり条例で、開発規制の範囲を示しているが、日野市においては、まちづくり条例では開発事業については、協調</p>
-----------------------	---

協議のまちづくりの進めるといのが前提となっている。

関係する条例と連携しながら相乗効果で環境保全等、より良い開発事業になるよう取り組んでいる。

緑と清流課の清流保全条例の中で、湧水を大事にする市内のポイントを列挙し、範囲を明確にした上で範囲に入るところは協議をさせていただく。

丁寧に協議をして、環境に影響のないところで合意形成を図れるよう取り組んでいる。

その協議の中の柱として、事前のモニタリングを明確に協議の内容として明記し、杭を打つ前、地下に影響の出る前に影響が出そうな近くにある湧水のポイントや、清流の状況をちゃんと事業者が確認するという事が明確に協議の方法に入っており、そのように対応していく。

3点目の三沢三丁目の以前崖崩れがあり、今も開発が継続している所については、開発事業に対するアプローチの仕方について、都市計画法、宅地造成等規制法、土砂災害防止法など、いろいろな法律がある中で、日頃より許可権者である東京都と連携を図りながら対応している。

以前土砂崩れがあったところについても、それを再度起こさせないように、雨が降る前には事前にブルーシートを敷く等の対応を業者に指導するとともに、事前の見回りや東京都と連携した指導を行なっている。

これまで以上に土砂災害を防止するため、開発手続の技術的指導を所管する東京都とも連携しながら、いろいろなアプローチの仕方で未然に防ぐ、災害を防止する取り組みを行いたい。

一概に全ての場所を開発させないという規制ではなく、開発するならこのような対応が必要であるという指導や、土砂災害警戒区域の中のレッドゾーンと呼ばれる区域では、開発行為の他に特定開発行為として、さらに厳しい基準を設けて東京都が対応している等の状況がある。

<p>委員 (近澤)</p>	<p>これまで土砂災害警戒区域での開発については、これまで案件がなかったが、このような基準に基づき、東京都と連携しながら対応していく。</p> <p>諮問については受けて問題ないと考える。</p> <p>2018年には市長に議会でマスタープランの見直しについて伺ったところ、日野市はこれからの地球環境の変化に基づいた災害が起きうる丘陵地を抱えているほか、これから高齢化時代を迎えていくということを大きなテーマとして認識していると回答をいただいている。</p> <p>そして一方では空き家の問題もあり、開発をどう捉えていくかは大きな問題となっている。</p> <p>また、自然災害についても報道を見るだけでも事前に何とかできなかったのかと本当に辛い思いを抱いている。</p> <p>その対策について、開発を難しくするような方向で目指していくというのも一つの方向ではないかと思う。</p> <p>黒川清流についても齟齬さえなければ良かったのにとこの思いがあるため、今後取りうる対策を全て取っていただければと思う。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。無いようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>以上で、審議事項が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、第60回日野市都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様のご協力ありがとうございました。</p>

会 長 _____ 土方 尚功 _____ 印 _____

署名委員 _____ 山中 義明 _____ 印 _____

署名委員 _____ 島谷 広則 _____ 印 _____